

公衆浴場入浴料金の改定について

1 概要

公衆浴場入浴料金は、物価統制令に基づき、都道府県の審議会などで上限価格改定について審議され知事が決定している。このたび、令和5年6月20日付で東京都より公衆浴場入浴料金の統制額指定について通知があった。

2 改定額

料金区分	現行 (令和4年7月15日～)	改定後
12歳以上 (大人)	500円	520円

※中人（小学生）200円、小人（小学生未満）100円については据え置き。

3 施行日

令和5年7月1日（土）